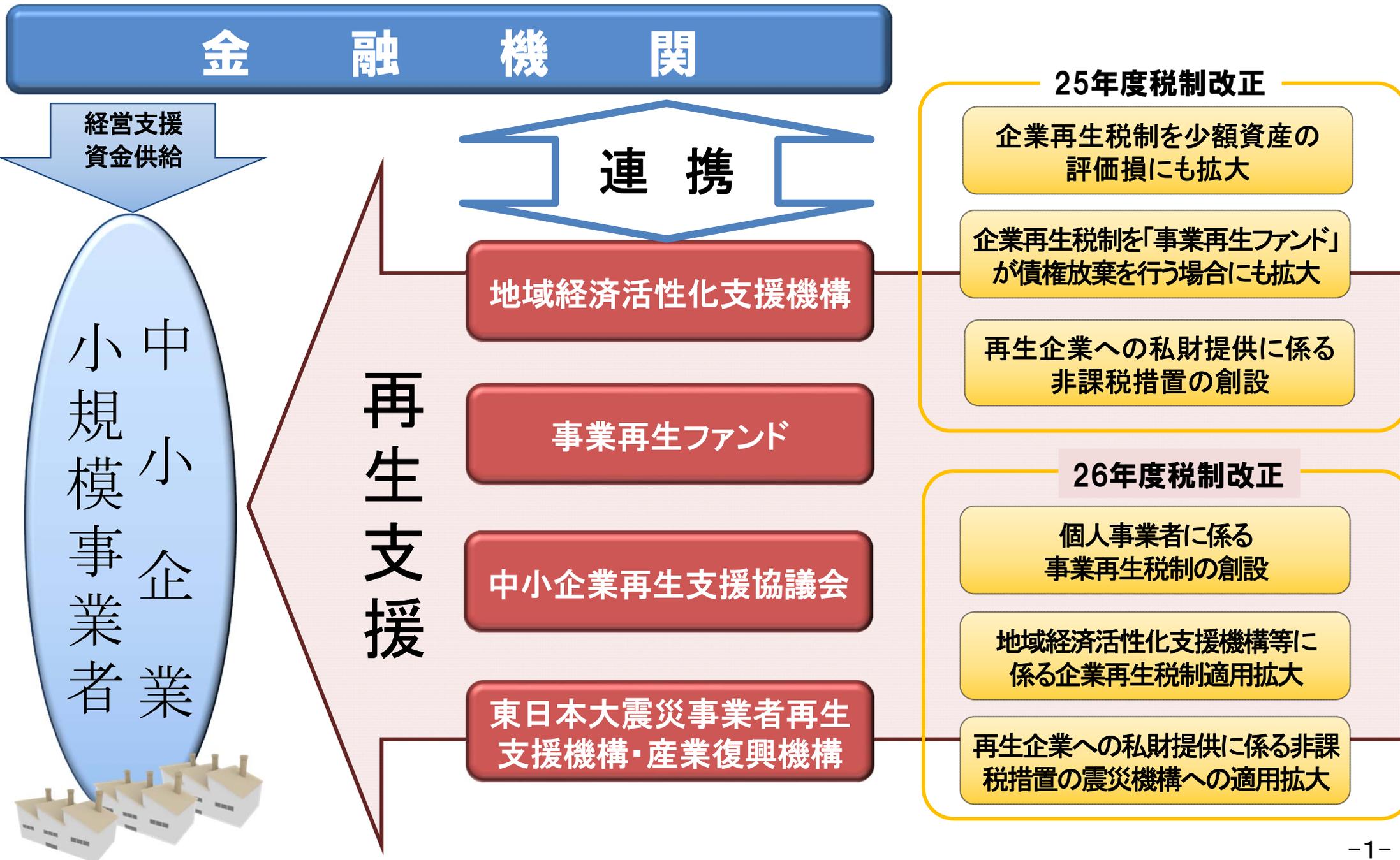
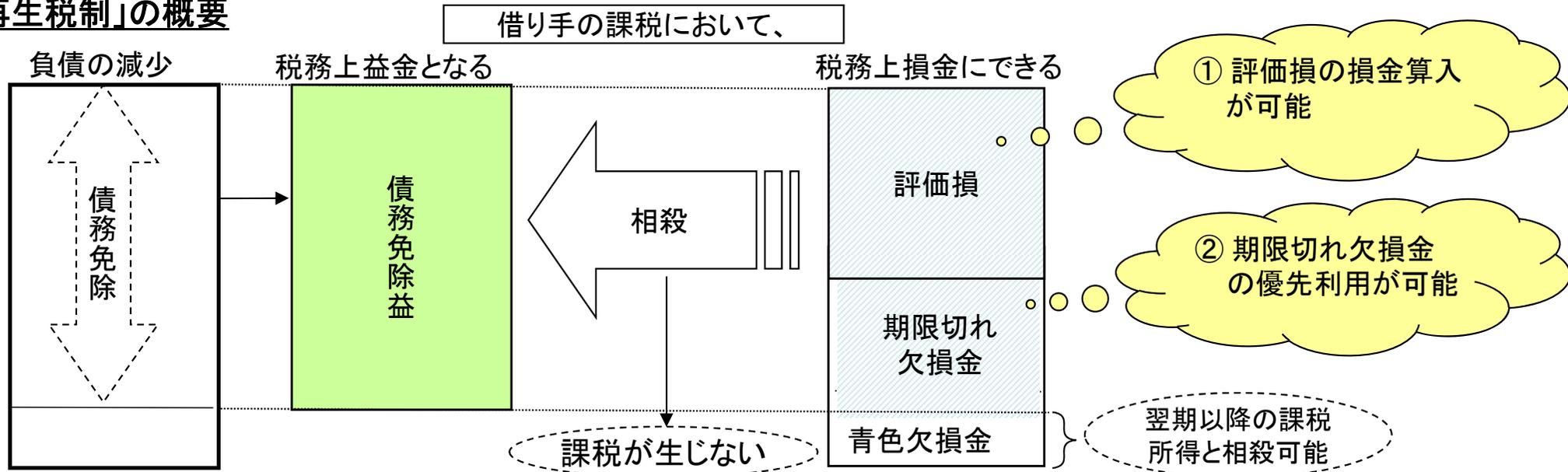


◆事業再生の一層の促進と地域の面的再生に係る取組み



◆「企業再生税制」の概要・適用要件

○「企業再生税制」の概要



○「企業再生税制」の適用要件

- (1) 更生計画認可の決定又は再生計画認可の決定(法的整理)
- (2) 上記の再生計画認可の決定に準ずる事実の発生(私的整理)
 - ⇒ 債務処理に関する計画が下記①～③のいずれにも該当し、かつ、④又は⑤に該当するものに限る。
 - ① 一般に公表された債務処理を行うための手続きについての準則*に従って策定されていること。
 - * RCC企業再生スキーム、中小企業再生支援協議会の策定手順、事業再生ADR、地域経済活性化支援機構の実務運用標準等
 - ② 公正な価額による資産評価が行われ、当該評価に基づく実態BSが作成されていること。
 - ③ 上記実態BSにおける資産及び負債の価額、当該計画における損益の見込み等に基づいて債務者に対して債務免除等をする金額が定められていること。
 - ④ 2以上の金融機関等が債務免除等をする事が定められていること。
 - 又は
 - ⑤ 地域経済活性化支援機構等が有する債権等につき債務免除等をする事が定められていること。

※ 平成25年度税制改正により、金融庁長官及び経済産業大臣により指定された事業再生ファンドや、東日本大震災事業者再生支援機構・産業復興機構による債務免除についても企業再生税制の適用が拡大。

◆①少額資産の評価損への拡大(平成25年度改正)

【改正の背景】

「企業再生税制」で認められている評価損の損金算入は、評価損の金額が少額の資産(注)については認められていなかったことから、中小企業の再生においては、適用が限定的との指摘。

(例)

運送業におけるトラック



1台あたりの評価損が80万円(<100万円)であると、50台あれば4,000万円が損金算入不可

【25年度改正の内容】

「企業再生税制」で認められている評価損の損金算入について、評価損の金額が少額の資産(注)についても当該措置の適用が認められるよう拡充。

(注)評価損が1,000万円未満(有利子負債10億円未満の企業は100万円未満)の資産

◆②事業再生ファンドの特例(平成25年度改正)

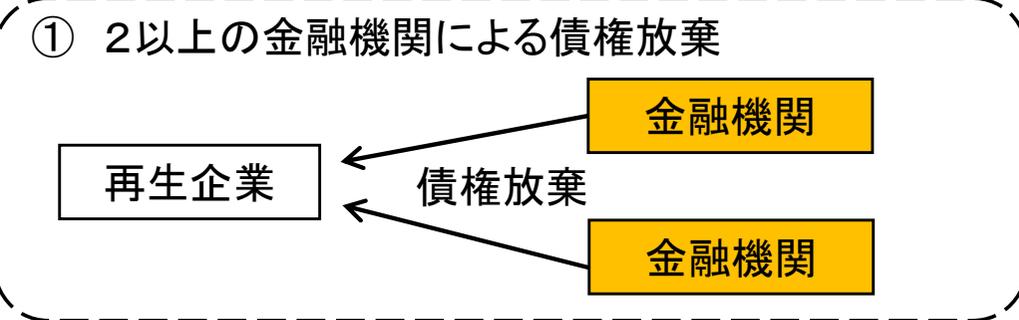
【改正の背景】

「企業再生税制」の特例は、「2以上の金融機関により債権放棄が行われた場合」等に限定されていたため、「事業再生ファンドにより債権放棄が行われた場合」については、合理的な再生計画に基づく債権放棄であっても当該特例の対象外。

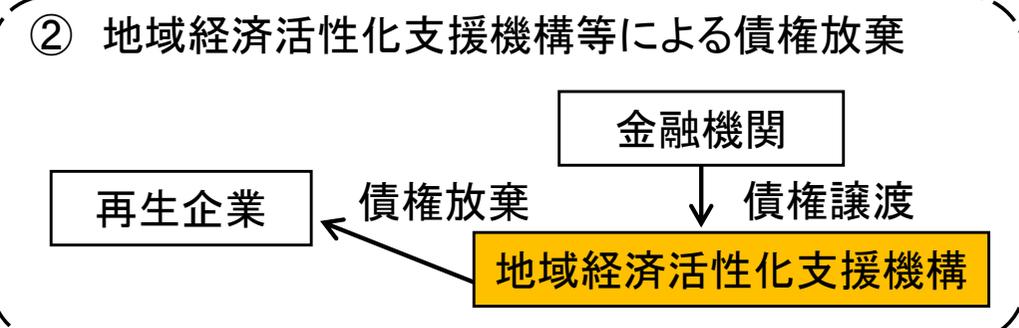
【25年度改正の内容】

「企業再生税制」について、「金融庁長官及び経済産業大臣が指定する事業再生ファンド(特定投資事業有限責任組合契約)により債権放棄が行われた場合」についても対象とする特例を創設。

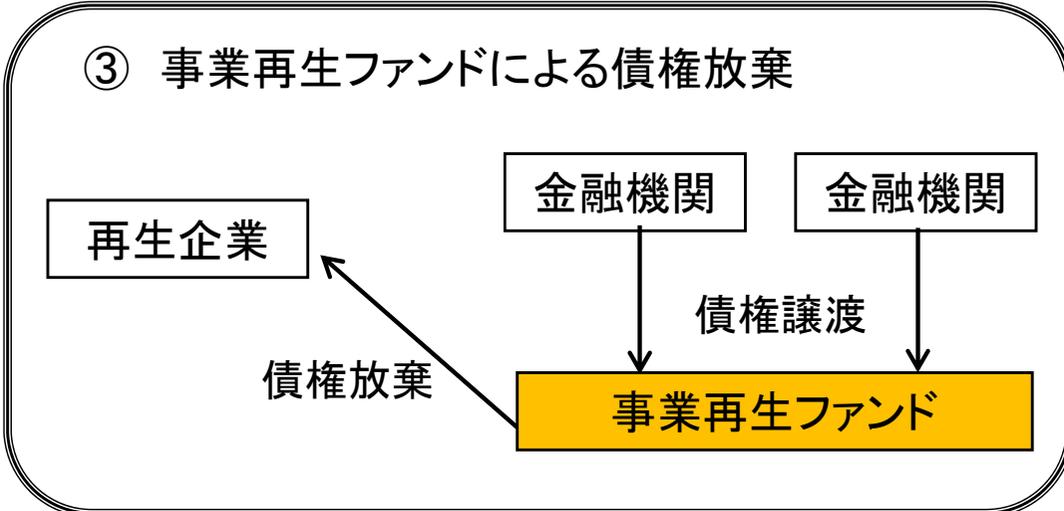
【これまでも認められていたもの】



又は



【25年度改正により認められたもの】



※ 震災支援機構等による債権放棄についても、25年度改正により、「企業再生税制」の対象となった(P11参照)

◆③東日本大震災事業者再生支援機構等の特例(平成25年度改正)

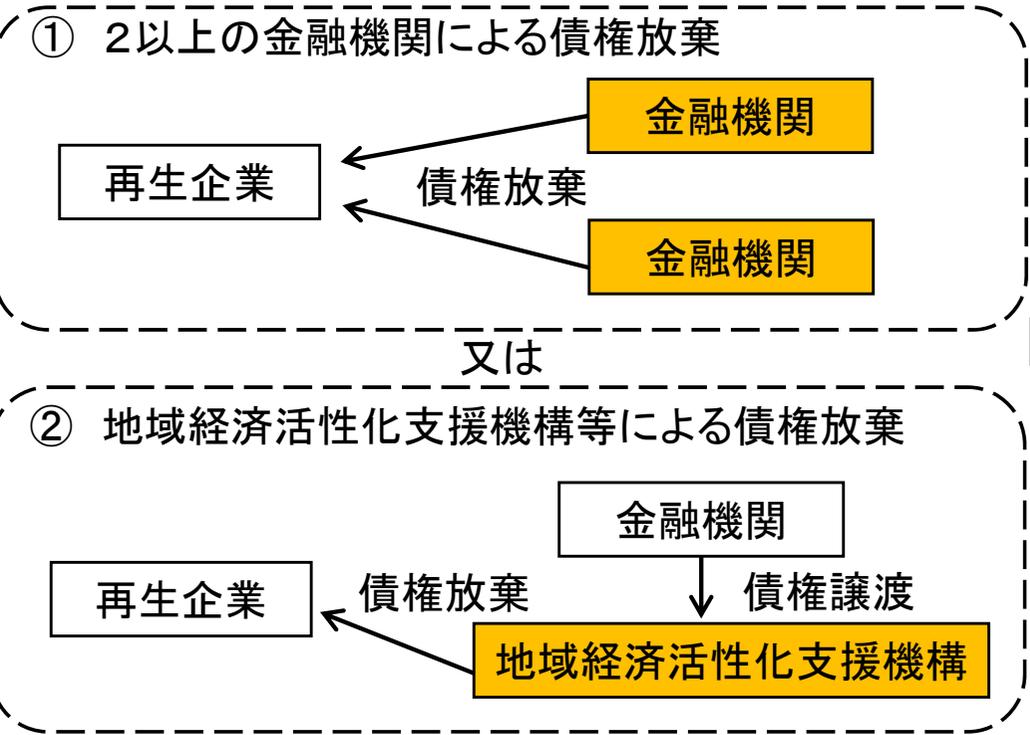
【改正の背景】

「企業再生税制」の特例は、「2以上の金融機関により債権放棄が行われた場合」等に限定されていたため、「東日本大震災事業者再生支援機構(震災支援機構)等により債権放棄が行われた場合」については、合理的な再生計画に基づく債権放棄であっても当該特例の対象外。

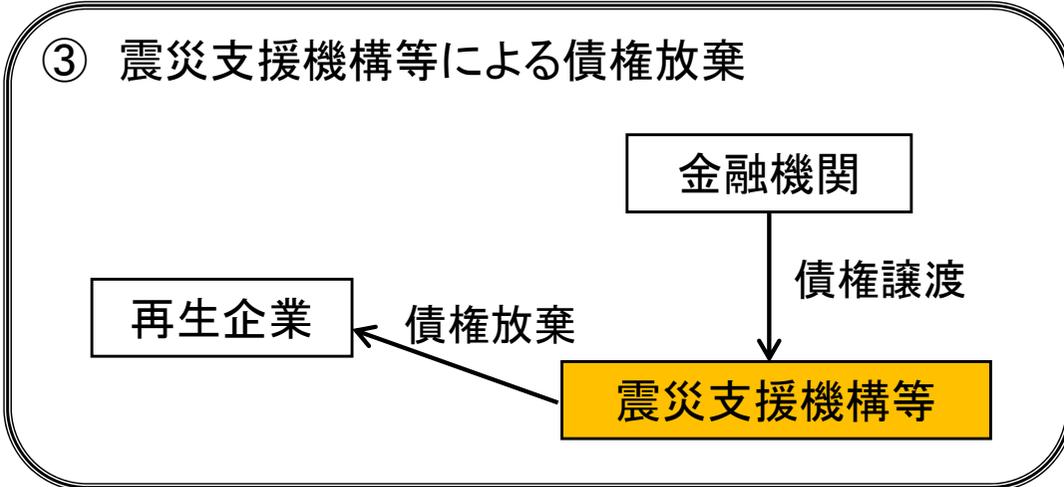
【25年度改正の内容】

「企業再生税制」について、「震災支援機構等により債権放棄が行われた場合」についても対象とする特例を創設。

【これまでも認められていたもの】



【25年度改正により認められたもの】



※ 金融庁長官及び経済産業大臣が指定する事業再生ファンド(特定投資事業有限責任組合契約)による債権放棄についても25年度改正により、「企業再生税制」の対象となった(P8参照)

◆④経営者の私財提供に係る特例(平成25、26年度改正)

【改正の背景】

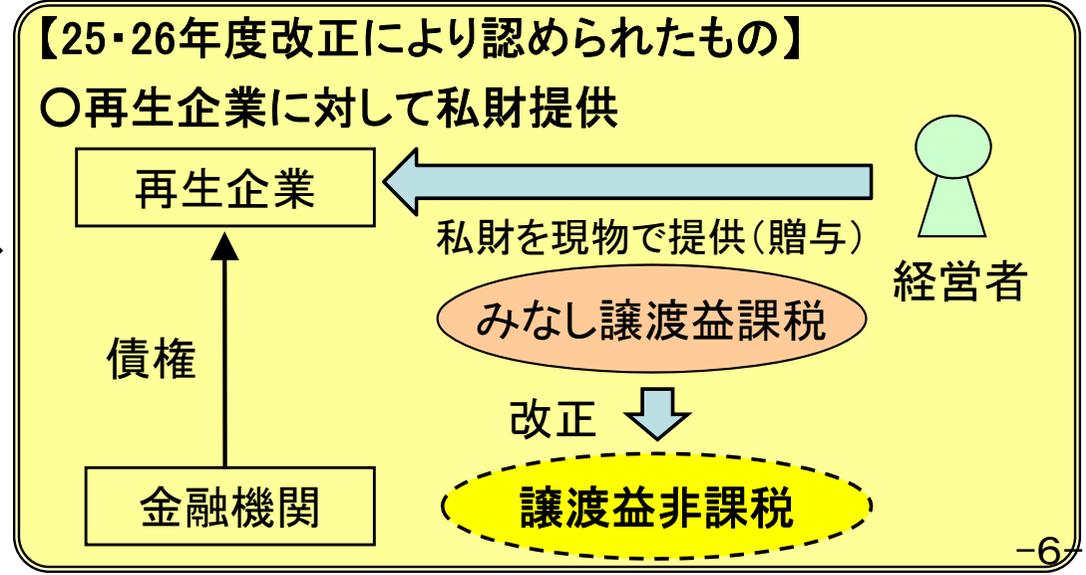
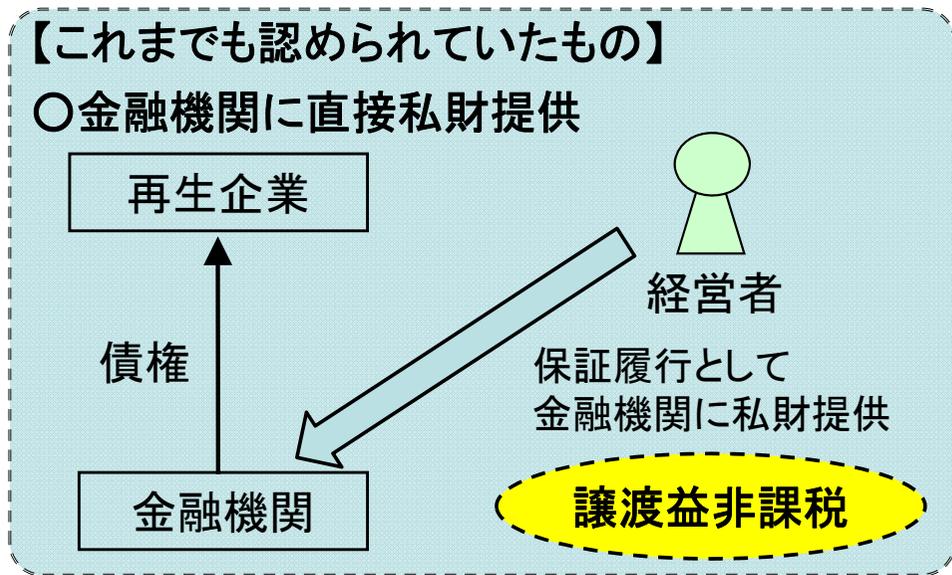
○ 経営者が、自ら経営する企業の再建のために私財提供したとしても、経営者自身に利得がないにもかかわらず、当該資産の評価が取得価額を上回っていれば、差額は「譲渡益」として、経営者に所得税(みなし譲渡益課税)が課せられるため、中小事業者の再生を妨げるケースがあるとの指摘。

【25・26年度改正の内容】

平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間、合理的な再生計画^(注)に基づき、再生企業の保証人となっている経営者が行う事業用資産の私財提供について、以下の要件の下、譲渡所得を非課税となる特例を創設。

- ①その個人が、再生計画に基づき、その内国法人の債務の保証に係る保証債務の一部を履行していること。
- ②その再生計画に基づいて行われたその内国法人に対する資産の贈与及び保証債務の一部の履行後においても、その個人がその内国法人の債務の保証に係る保証債務を有していることが、その再生計画において見込まれていること。

(注)中小企業再生支援協議会、地域経済活性化支援機構、震災支援機構等の準則に則り作成された計画



◆⑤「個人版事業再生税制」の創設(平成26年度改正)

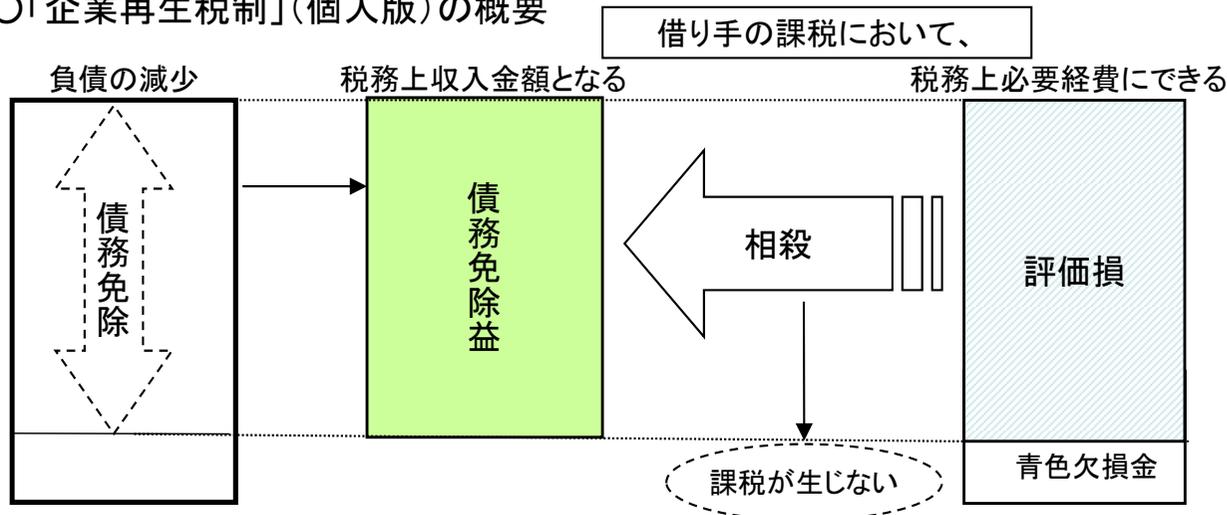
【改正の背景】

- 法人については、合理的な再生計画に基づき、再生企業が金融機関等から債権放棄を受ける場合、再生企業の「債務免除益」に対する課税が再生を妨げることはないよう、法人税制において「企業再生税制」が措置されているところ。
- しかし、個人事業者については、合理的な再生計画に基づき、金融機関等から債権放棄を受ける場合であっても、所得税法においては同等の税制措置が講じられていなかったため、個人事業者に対する債権放棄が進まず、事業再生や地域の面的再生の障害となっているケースがあるとの指摘。

【26年度改正の内容】

- ① 事業を営む個人(青色申告者に限る)が、合理的な再生計画に基づき債務免除を受けた場合について、減価償却資産及び繰延資産等の評価損を必要経費に算入※する特例を創設。
※ 当該特例を適用しないで計算した当該年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額が限度。
- ② 個人が、破産法の免責許可の決定、再生計画認可の決定その他資力を喪失して債務の弁済が著しく困難であると認められる事由により債務免除を受けた場合には、当該免除により受ける経済的な利益の額については、総収入金額に不算入。

○「企業再生税制」(個人版)の概要



① 減価償却資産等の評価損について、必要経費算入が可能(租税特別措置法28条の2の2)

② 破産法の免責許可の決定、再生計画認可の決定等により、債務免除を受けた場合、当該免除による経済的利益は総収入金額に不算入(所得税法44条の2)